

自分や親、配偶者が、60歳を過ぎたら・・・  
お金の失敗を避けるために、知っておくべきこと

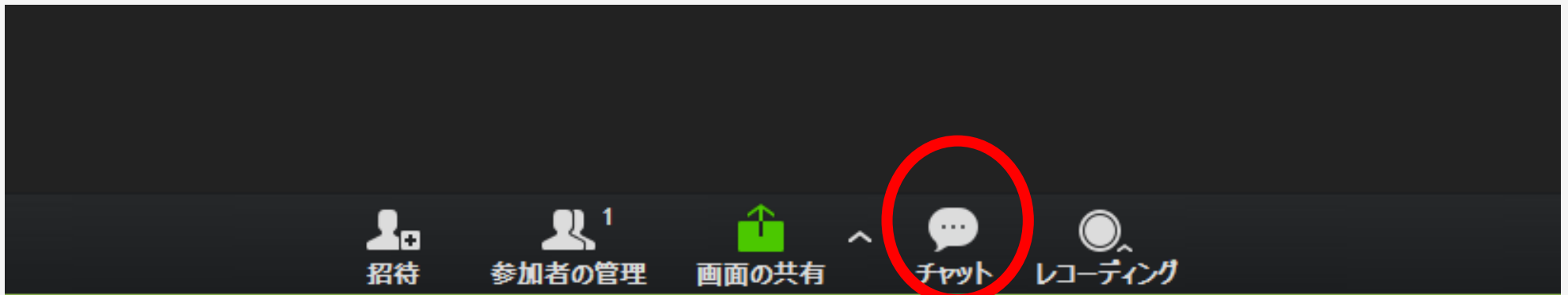
## 認知症や後見に関するセミナー

～家族信託 編～

一般社団法人 民事信託監督人協会  
代表理事 川寄一夫（司法書士）

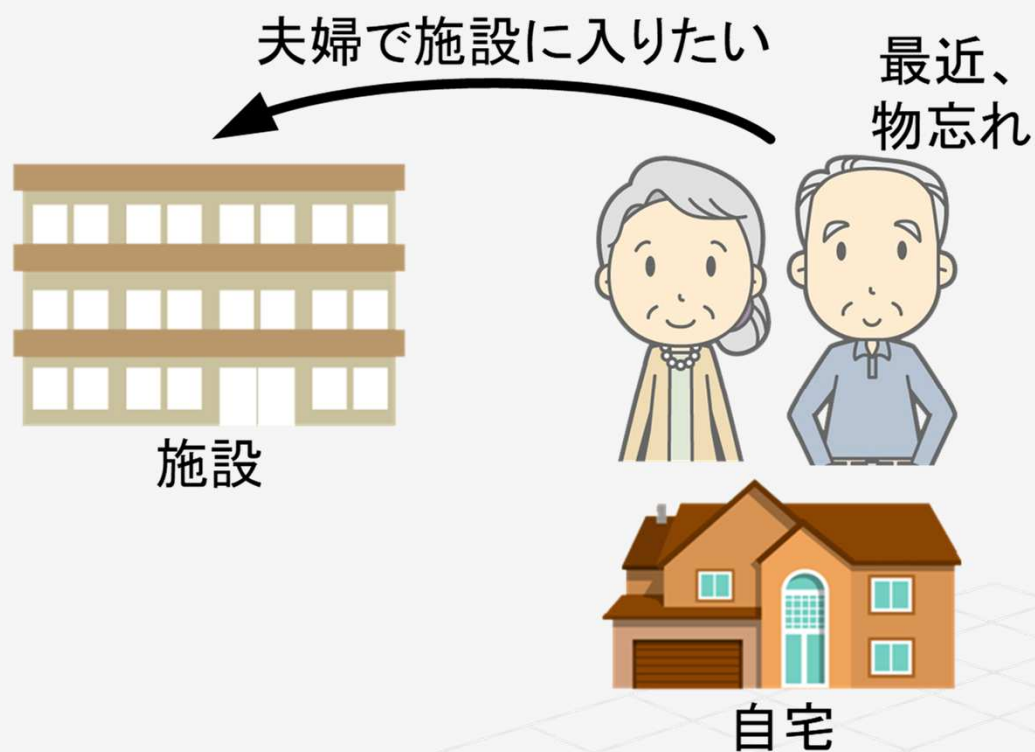
個人事務所  
〒950-0824  
新潟市東区中島2丁目1番31号  
レ・モンデ新潟 3階A号室  
TEL : 025-384-0306 FAX : 025-384-0340  
メール : info@toki-office.jp  
<https://www.toki-office.jp>

# 質問方法



Zoomの「チャット」から

# 施設に入ったら、自宅を売却したい



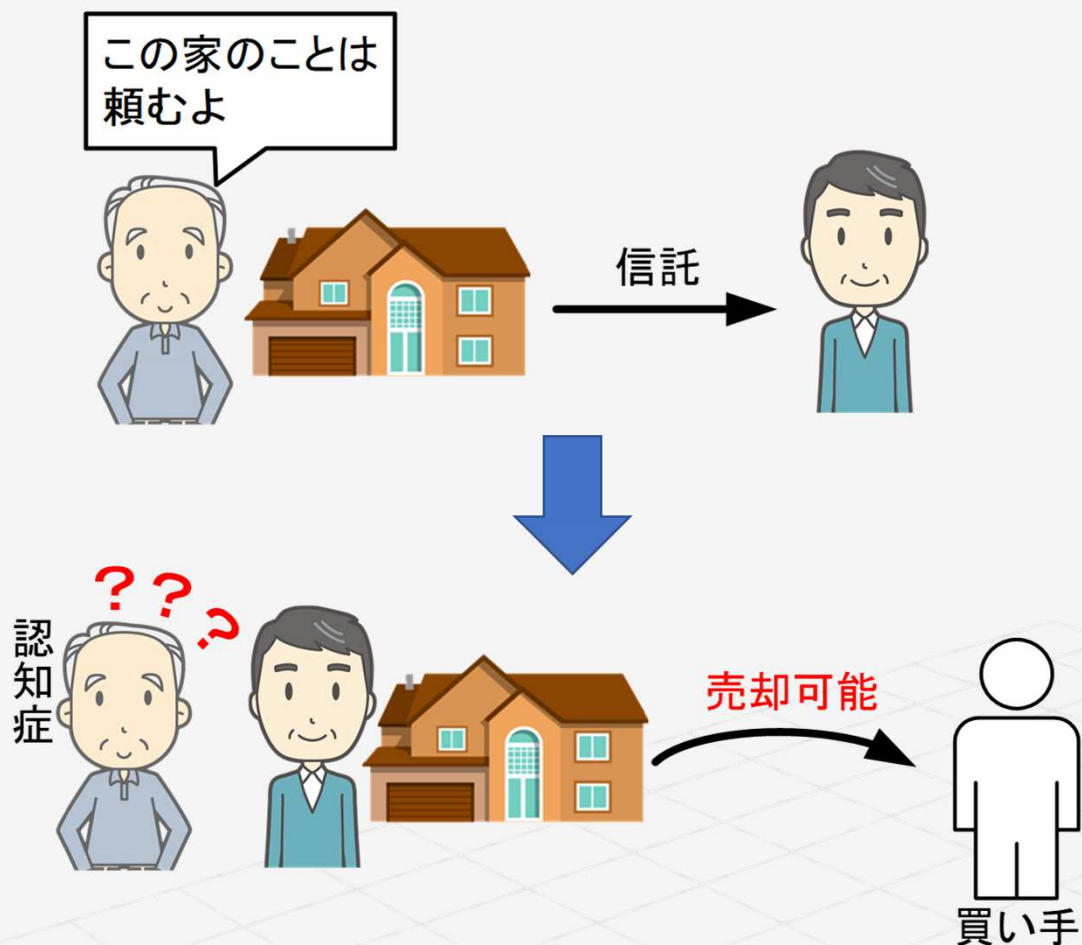
施設に入ったら、**自宅を売却**したい。

その時、**認知症**だと・・・



**法定後見**でも、**任意後見**でも、  
自宅の売却は難しい

# 対応策・・・家族信託（元気なうちに）



自宅を家族信託  
（元気なうち）

認知症になっても、  
信託された人が自宅の売却  
できる

## 信託すれば、できること

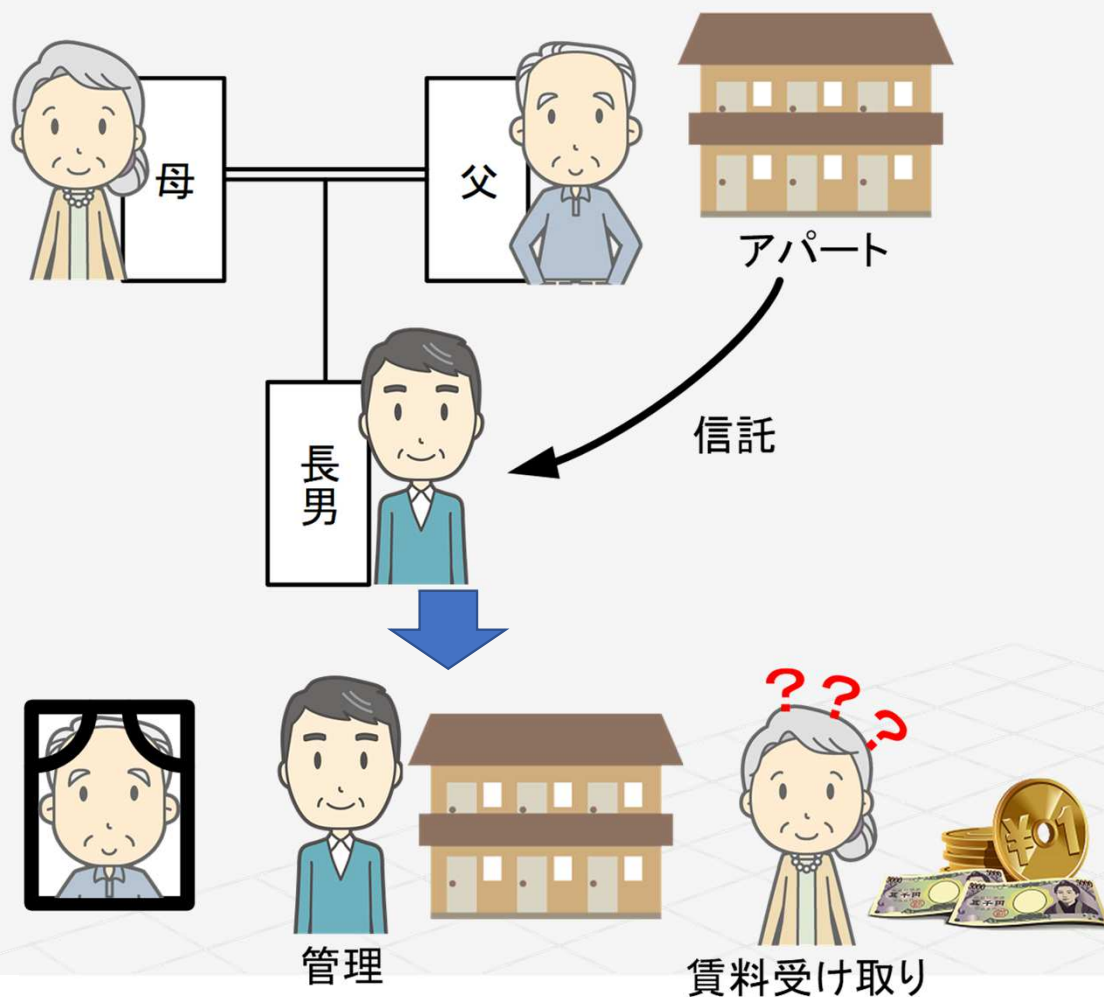
---

- 自宅の売却
- 家族のためにお金（財産）を使う
- 会社のためにお金（財産）を使う
- 投資的な行為（不動産の大規模修繕、購入）
- 第三者が財産の管理に入ってこない



これらは、**法定後見、任意後見では難しい/不可能**

# 家族信託 <成功事例 1>



アパートを子に信託

子が大家さんに

父が認知症

⇒ 大規模修繕が可能

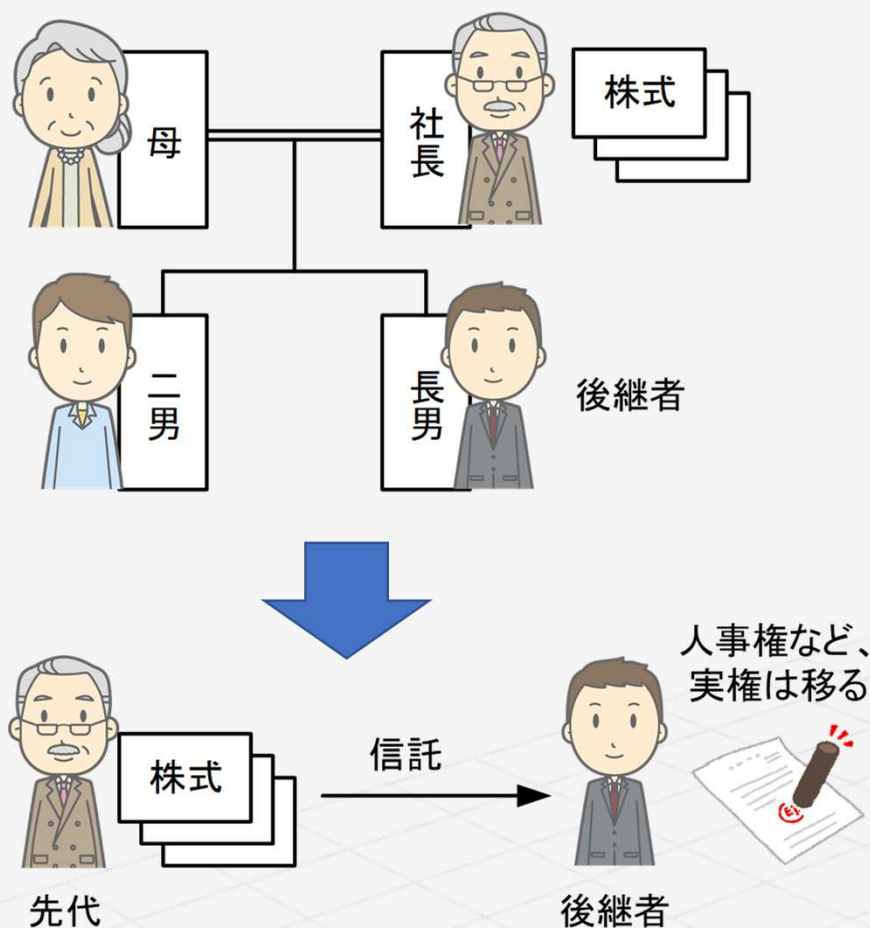
父が死亡、母が認知症

⇒ 子が管理して、

母が家賃を受け取ることも

管理者つきで財産を渡せる

# 家族信託 <成功事例 2>



会社の株を後継者に信託

人事権など実権が後継者につる

会社を継がせる道筋が明確に（対銀行や、取引先）

後継者の子は、実権を持つことで自分の新しい発想で会社を経営（成長）

# 各種制度の比較 1

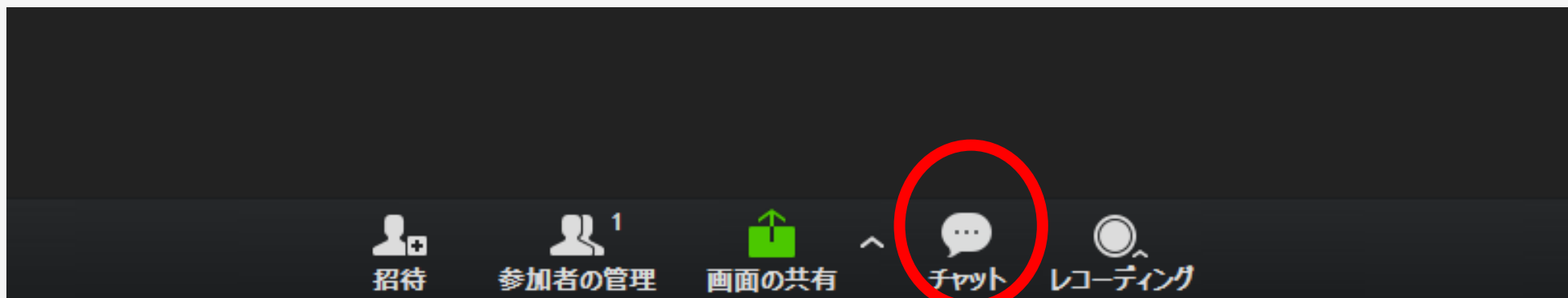
	家族信託	任意後見	法定後見
財産の 管理者	自分が選ぶ	自分が選ぶ	裁判所が選ぶ
管理者の報酬	自分で決める	自分で決める	裁判所が決める
監督人	自分で決める	必ずつく	つく場合あり
支援の内容	契約で定める	代理権目録で定める	原則として全ての法律行為
贈与・ 相続税対策	○	○	×



## 各種制度の比較 2

	家族信託	任意後見	法定後見
管理する 財産	選択した財産	全て	全て
誰のため？	家族や会社のためでもOK	基本、本人のため	基本、本人のため
設定	元気なうち	元気なうち	認知症になってから
終了	契約による 自分の死後も続けられる	亡くなるまで	亡くなるまで

# 質問タイム



Zoomの「チャット」から

# 最後に

---

認知症が身近になってきました。  
困っている人が周りにいませんか？

法定後見は、身寄りがない人が使うと良い制度です。

家族や頼れる人がいる、守る会社や財産があるなら、  
元気なうちに、任意後見や家族信託です。

法律は、  
正しく生きている人の  
味方ではありません。  
知っている人の味方です。



# より詳しく知りたい人へ



お求めは、大型書店かアマゾンで